

用語解説

あ行

医師偏在指標

全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、国が算出したものです。

SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

か行

キッズゾーン

特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域であって、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として設定するものです。（小学校等の「スクールゾーン」に準ずるもの）

圏域

健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の障害保健福祉圏域のことです。

子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点です。

さ行

里親

家庭で生活することができない子どもを、保護者に代わって一時的にあるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く育ててくださる方をいいます。

三次救急医療

救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される重篤救急患者に対する救命医療を行うことです。

社会人権教育

社会教育における人権教育のことです。

周産期

妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の時期のことをいいます。

小児中核病院

三次医療圏（先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域）において中核的な小児医療を提供する医療機関です。

処遇改善等加算Ⅱ

公定価格（保育等に要する費用の額の算定に関する基準として国が定めた額）における技能・経験を積んだ職員に係る人件費の加算のことをいいます。

ジョブカフェ

都道府県が設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設で、就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業紹介などさまざまなサービスを提供しています。

自立援助ホーム

家庭で生活ができない義務教育を終了した後の子どものうち、社会的に自立するための支援が必要な子どもが入所し、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら、自立を目指す施設です。

全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院

三次医療圏（先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域）において、中核的な小児医療を実施する病院のことです。

ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

た行

地域小規模児童養護施設

児童養護施設が本体施設とは別の場所において、できる限り家庭に近い環境で、5～6人の子どもの養育を行うグループホームです。

地域若者サポートステーション

若者の職業的自立を支援する機関で、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援などを提供しています。

ちば型食生活

鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活のことをいいます。

ちば子ども大学事業

大学、研究所、企業、関係機関等と連携し、その道のプロフェッショナルから、研究や仕事の中身を知る・触れる・つくり出すなど、子ども達の知的好奇心を育み、学ぶ意欲を高めることのできる様々な講座を提供します。対象は小学4年生から中学生です。

ちば食育サポート企業

社会貢献活動の一環として食育活動を実践する企業・団体。公的機関や食育ボランティアが実践する食育活動に支援・協力する企業を登録し、紹介する県の制度です。

ちば食育ボランティア

学校や地域など食育活動を行う場で、農業体験の受入れや郷土料理の調理実習、食に関する知識等をお話するなど、幅広い分野で食育活動のサポートをする方々を登録し、紹介する県の制度です。

通過交通抑制対策

抜け道としての利用を抑制する対策です。

特定教育・保育施設等

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいいます。

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する活動で、例えば、学級活動や学校行事等を指します。

な行

ニート

Not in Education, Employment or Trainingの略（NEET）で、就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。

二次医療圏

医療機関相互の機能分担に基づく連携による包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域のことをいいます。

ネットリテラシー

一般に「ネットワークを正しく利用する能力」との意味合いで使われていますが、ここでは少し意味を限定して「ネット・トラブルに巻き込まれないための自衛能力」という意味で使っています。

は行

ハイリスク妊婦

妊娠中、出産中、産後、母児のいずれかまたは両者に、健康上の問題や合併症を悪化させるなどの危険が予想され、妊産婦死亡、周産期死亡等の発生する可能性が高い妊婦・胎児のことをいいます。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

ファミリーホーム

家庭で生活することができない子ども5～6人を養育者自身の家庭で養育する里親型のグループホームです。

不登校児童生徒

当該年度間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童生徒（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）をいいます。

母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中又は出産後の働く女性が、医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えるためのものです。このカードが提出された場合、会社は医師等からの指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないと、男女雇用機会均等法第13条に規定されています。

や行

ヤングパワームーブメント事業

高校生以上の若者を対象に、地域の課題を解決する活動を実践的に進めていくものです。この活動を通して、若者の社会参画を推進していきます。

予防接種センター

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的として設置されており、慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種、健康被害への対応、予防接種に関する正しい知識や情報の提供、地域の

医療機関に対する相談対応支援、医療従事者研修の実施等を行っています。

ら行

レスパイト

障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放する事によって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすることです。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事と育児、介護、自己啓発、休養、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな活動を自らの希望どおり展開できる状態のことをいいます。

資料1 プランの推進体制

1 推進体制

このプランを着実に実施するため、以下の体制のもと、推進していきます。

○ 次世代育成支援対策推進本部

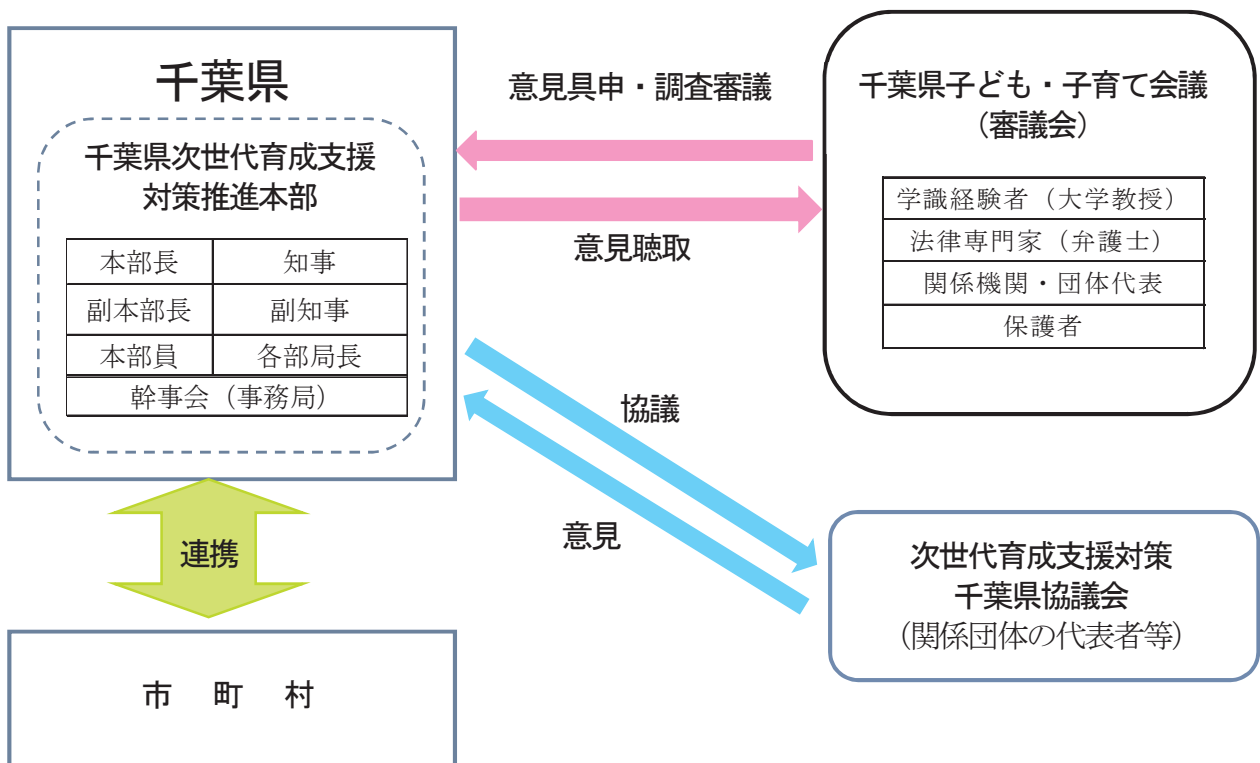
全庁的な体制のもとで、プランの推進及び施策の総合調整を行います。

○ 千葉県子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。

○ 次世代育成支援対策千葉県協議会

次世代育成支援に係る関係団体の代表者等の参加により、プランの推進を行います。



2 進行管理

プランは策定して終わりではなく、プランの期間が終了するまで、プランの着実な推進を図るため、施策及び事業の成果について、継続的に進行管理を行うことが重要です。

このため、毎年度、プランに掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。

また、プラン3年目 (令和4年度) を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態との乖離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。

資料2 プラン策定の経緯

令和元年 7月 8日	第1回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの策定について
7月31日	第1回千葉県子ども・子育て会議 プランの策定について
9月 2日	第2回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの骨子案について
10月11日	第2回千葉県子ども・子育て会議 プランの骨子案について
11月18日	第3回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの骨子案、名称案、プラン案について
11月22日	第3回千葉県子ども・子育て会議 プランの骨子案、名称案、プラン案について
令和2年 1月14日	第4回次世代育成支援対策千葉県協議会 プラン案について
1月17日	第4回千葉県子ども・子育て会議 プラン案について
2月10日 ～3月1日	パブリックコメントの募集 各市町村への意見照会
3月	千葉県次世代育成支援対策推進本部における総合調整
3月31日	プランの決定

資料3 千葉県子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月現在
(敬称略・50音順)

	氏名	所属
1	阿部 和子	大妻女子大学名誉教授
2	稲垣 美加子	淑徳大学教授
3	井上 まき	県民公募
4	小川 貴敏	千葉県学童保育連絡協議会会長
5	金子 眞理子	一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会常任理事
6	小山 良成	日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長
7	指田 有子	千葉県国公立幼稚園・こども園協会副会長
8	眞田 範行	眞田綜合法律事務所弁護士
9	竹田 かほり	一般社団法人千葉県商工会議所連合会副主査
10	武富 裕次	四街道市副市長
11	中川 有里	県民公募
12	西牟田 敏之	千葉県医師会理事
13	比良田 基文	千葉県小学校長会生徒指導部副部長
14	藤澤 彩	千葉県認定こども園会議共同代表
15	松山 益代	千葉県保育協議会副会長
16	矢萩 恭子	和洋女子大学教授
計 16名		

資料4 次世代育成支援対策千葉県協議会構成団体等一覧

令和2年3月現在

	団体等
1	(福)千葉県社会福祉協議会
2	千葉県児童福祉施設協議会
3	千葉県保育協議会
4	(公財)千葉県民生委員児童委員協議会
5	千葉県手をつなぐ育成会
6	千葉県小学校長会
7	千葉県中学校長会
8	千葉県高等学校長協会
9	(公財)千葉県私学教育振興財団 ※(一社)全千葉県私立幼稚園連合会
10	(公社)千葉県医師会
11	(一社)千葉県歯科医師会
12	(公社)千葉県看護協会
13	(一社)千葉県商工会議所連合会
14	日本労働組合総連合会千葉県連合会
15	(一社)千葉県子ども会育成連合会
16	(株)千葉日報社
17	厚生労働省千葉労働局
18	千葉県市長会
19	千葉県議会健康福祉常任委員会
20	渥美 雅子
計 20団体等	

【参考】各計画関連図

次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）
H29年度～R2年度

整合

第三次千葉県地域福祉支援計画
H27年度～R2年度

千葉県高齢者保健福祉計画
H30年度～R2年度

千葉県子ども・子育て支援プラン2020
R2年度～R6年度

第六次千葉県障害者計画
H30年度～R2年度

第三次千葉県青少年総合プラン
H30年度～R4年度

第三次千葉県消費生活基本計画
R元年度～R5年度

第四次千葉県男女共同参画計画
H28年度～R2年度

千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン
(第4期計画)
R2年度～R6年度

千葉県保健医療計画
H30年度～R5年度

健康ちば21(第2次)
H25年度～R4年度

第二次千葉県歯・口腔保健計画
H30年度～R5年度

千葉県アレルギー疾患対策推進計画
R元年度～R5年度

第三次千葉県食育推進計画
H29年度～R3年度

千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)
令和2年度から概ね5か年(～R6年度)

第12次千葉県体育・スポーツ推進計画
H29年度～R3年度

千葉県子どもを虐待から守る基本計画
R2年度～R11年度

第三期千葉県教育振興基本計画
R2年度～R6年度

(仮)千葉県子どもの貧困対策推進計画
R2年度～R6年度

千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次)
H29年度～R3年度

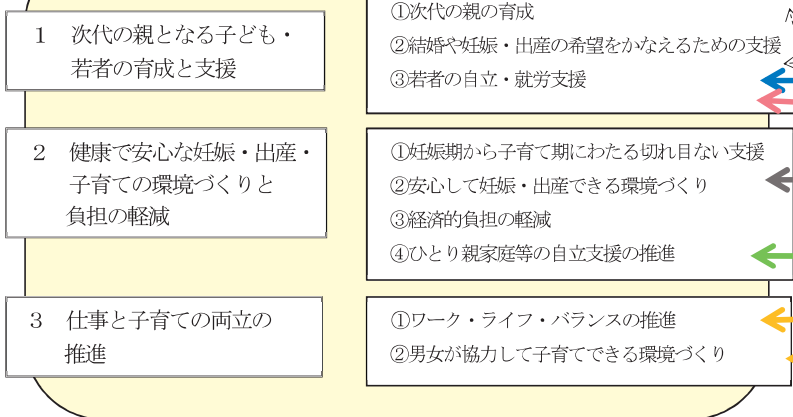
第二次千葉県特別支援教育推進基本計画
第2次県立特別支援学校整備計画
H29年度～R3年度

第三次千葉県住生活基本計画
H28年度～R7年度

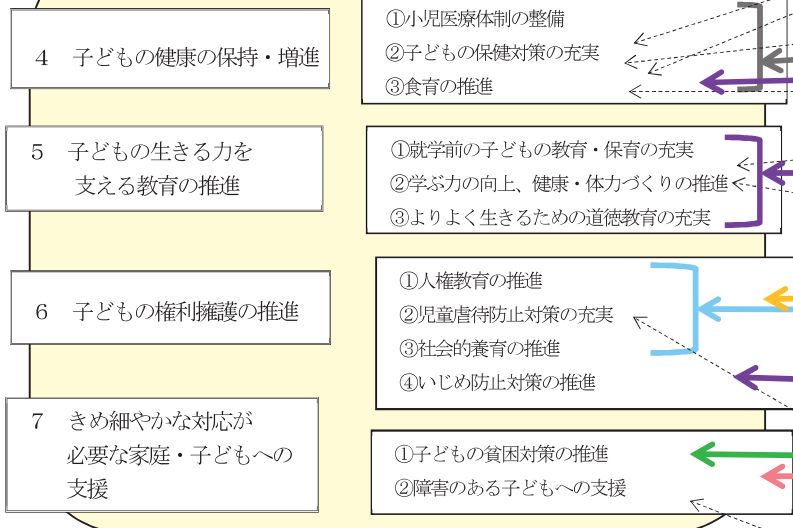
第二次ちば文化振興計画
H28～R2年度

千葉県多文化共生推進プラン
R2～R4年度

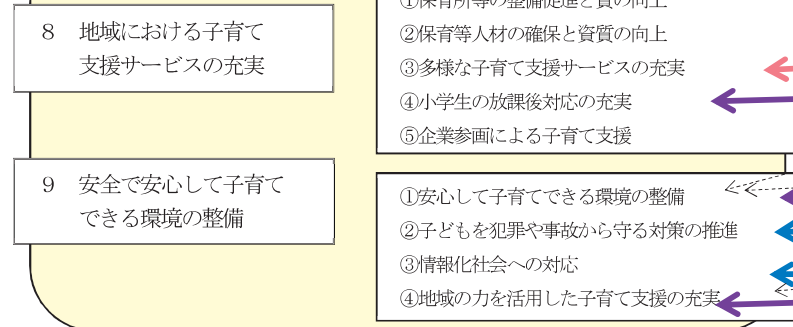
I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり



II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり



III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり



※本プランと関連する各計画の主要な部分とを結びつけています。



千葉県子ども・子育て支援プラン2020
令和2年3月策定

[編集・発行]

千葉県健康福祉部子育て支援課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL : 043-223-2596

FAX : 043-222-9939

[千葉県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp>



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん